

特別養護老人ホーム双海夕なぎ荘重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設経営法人

○法人名	社会福祉法人 双海夕なぎ会
○法人所在地	愛媛県伊予市双海町上灘甲5269番地1
○電話番号	089-986-0055
○代表者氏名	理事長 亀岡 幹児
○設立年月日	平成9年7月24日

(2) 施設の名称

○施設名	特別養護老人ホーム双海夕なぎ荘
○開設年月日	平成10年5月1日
○施設所在地	愛媛県伊予市双海町上灘甲5269番地1
○電話番号	(089) 986-0055 FAX (089) 986-0388
○管理者	施設長 長尾 泰
○介護保険指定番号	愛媛県3873500379号
○入所定員	50人

(3) 介護老人福祉施設の目的と運営方針

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等と介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方を支援する施設です。

『運営方針』

施設は、入所者の処遇に関する施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとします。

(4) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室等、他の種類の居室への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	10室	
2人部屋	7室	
4人部屋	9室	
合 計	26室	
食 堂		121.04㎡
機能訓練室		96㎡
浴 室		一般浴室・特別浴室
医 務 室		22.15㎡

(5) 職員の配置状況

(令和7年5月1日現在)

職 種	常 勤	非常勤	業務内容
施 設 長	1		施設管理者
事 務 員	3		事務処理
生 活 相 談 員	1		相談・支援業務
介 護 職 員	16	2	療養生活の世話
看 護 職 員	4	2	医学的管理・療養生活の世話
介護支援専門員	1		ケアプラン作成・管理
管 理 栄 養 士	1		給食・栄養管理
機能訓練指導員(兼務)	(1)		レク・リハビリテーション
医 師 (嘱託)		3	医学的管理
宿直員(委託)		2	夜間宿直業務
用 務 員	3		洗濯・清掃等
計	30	9	

(6) 主な職種の勤務体系

- ・医師 (内科) 毎週火または水曜日 15時～16時
(精神科) 隔週火曜日 10時～11時
- ・介護職員 (早出) 7時～16時 (日勤) 8時30分～17時30分
(遅出) 10時～19時
(夜勤) 17時～翌朝9時

- ・看護職員（日勤） 8時00分～17時00分
（遅出） 9時00分～18時00分

2. サービスの概要

- ①施設サービス計画の立案・作成
- ②食事 献立・栄養管理等、管理栄養士が管理
朝食 8時 昼食 11時30分 夕食 17時
- ③入浴 週2回実施（入浴不可の場合は清拭を実施）
- ④健康管理 医師、看護職員が管理
- ⑤介護 看護・介護職員が実施
- ⑥機能訓練 機能訓練指導員が実施
- ⑦レクリエーション・クラブ活動
- ⑧相談援助サービス
- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩理美容サービス 月1回理美容師の出張による理美容サービス
- ⑪貴重品の管理
- ⑫行政手続代行 要介護認定等の代行申請等
- ⑬日常生活上必要なサービス 日常生活品等の購入等

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金

（1）基本料金

- ①サービス利用料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。以下は1日あたりの自己負担金です。※1割負担の場合）

要介護度	個室	2人・4人部屋
1	589円	589円
2	659円	659円
3	732円	732円
4	802円	802円
5	871円	871円

※個室、2人・4人部屋の基本料金は同じ金額です。

※入所後30日間に限って、上記料金に30円加算されます。

※入院後1月を経過した後、再入所した場合にも30円加算されます。

※外泊された場合、外泊初日と最終日以外、下記の料金の替わりに。

外泊中に居宅サービスを提供しない場合 246円（6日以内）

外泊中に居宅サービスを提供した場合 560円（6日以内）

以下の項目については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合に、所定料金に加算されます。

※精神科医療指導加算 5円／日
（精神科医師による療養指導が行われた場合）

※若年性入所者受入れ加算 120円／日
（初老期認知症の要介護者の方に施設サービスを行った場合）

※日常生活支援機能加算 36円／日
（重度の利用者に対して手厚い介護を提供する為の体制が整っている場合）

※看護体制加算（Ⅰ）Ⅰ 6円／日
※看護体制加算（Ⅱ）Ⅰ 13円／日
（手厚い看護の為の体制が整っている場合）

※夜勤職員配置加算（Ⅰ）Ⅰ 22円／日
（夜勤帯に従事する職員を手厚く配置した場合）

※夜勤職員配置加算（Ⅲ）Ⅰ 28円／日
（夜勤時間帯を通して看護職員又は吸引等ができる介護職員を配置した場合）

※看取り介護加算（Ⅰ）
【看取り介護終了日以前31～45日間】 72円／日
【看取り介護終了日以前4～30日間】 144円／日
【看取り介護終了日前日および前々日】 680円／日
【看取り介護終了日】 1280円／日
（看取り介護の体制を整え、看取り介護計画に沿って看取り介護を実施した場合）

※看取り介護加算（Ⅱ）
【看取り介護終了日以前31～45日間】 72円／日
【看取り介護終了日以前4～30日間】 144円／日
【看取り介護終了日前日および前々日】 780円／日
【看取り介護終了日】 1580円／日
（看取り介護の体制および配置医師の緊急時対応の体制が整備されている場合）

※個別機能訓練加算（Ⅰ） 12円／日
（機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し、実施した場合）

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円／日

※サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円／日

※サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6円／日

（手厚い介護サービスを提供する為の体制が整っている場合）

※再入所時栄養連携加算 200円／1回

（入院中に入院前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合）

※療養食加算 18円／日

（医師の指示箋に基づき下記の療養食を提供した場合）

〔 糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、
脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 〕

②介護職員処遇改善加算

1月に掛かる「①サービス利用料金」総額の11.3%を負担

③居住費（以下の表は1日あたりの自己負担金です。）

個室 ⇒ 室料+水道光熱費 ： 2人・4人部屋 ⇒ 水道光熱費

	個室	2人・4人部屋
居住費	1,231円	915円

※第1段階～第3段階の方には、下記の表のとおり1日あたりの居住費自己負担に上限があります。

所得段階	居住費	
第1段階	個室	380円
	2人・4人部屋	0円
第2段階	個室	480円
	2人・4人部屋	430円
第3段階	個室	880円
	2人・4人部屋	430円

※外泊や入院等により、居室を使用しない場合にも居住費を負担して頂くことになります。

※下記の方については、室料の負担は無く、水道光熱費のみの負担となります。(①サービス利用料金は、2人・4人部屋料金の負担となります。)

- ・感染症や治療上の必要等、施設側の都合により一定期間(30日以内)個室への入所が必要な場合。
- ・著しい精神症状等により、同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能な方。

※感染症、精神症状等の有無については、医師(主治医)の判断を必要とします。

④食費(以下は1日あたりの自己負担金です。)

【普通食・嚥下食】

※普通食及び利用者の咀嚼・嚥下状態等に応じた食事(粥食、軟飯軟菜、キザミ食、ミキサー食、スベラカーゼ食等)を提供した場合

食 費	1日につき 1,445円	普通食等を1日1食～3食提供した場合、いずれも1日分の食費が掛かります。
-----	--------------	--------------------------------------

【濃厚流動食】

※普通食(粥食、軟飯軟菜食等を含む)の摂取が困難な場合に提供するゼリー状、液状の食品

食 費	1日につき 1,445円	食事として普通食等に代わって流動食を提供した場合
-----	--------------	--------------------------

※第1段階～第3段階の方には、下記の表のとおり1日あたりの食費自己負担に上限があります。

所得段階	食 費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1360円

※その他、所得の低い方に対しては、負担金軽減に関する諸制度がありますので、ご相談下さい。

(2) その他の料金

- 特別な食事の提供(利用者の希望によるもの)

要した費用の実費

- 理髪・美容代
利用料金は理美容室に掲示（約 1,700～2,000円）
- レクリエーション・クラブ活動に要する費用
材料代等の実費
- 複写物の交付
1 枚につき 10 円
- 日常生活品上必要となる費用
日常生活品の購入等の日常生活に要する費用（但し、施設がすべての利用者に一律に提供するものを除く。）
※電気製品使用者 1 日につき 50 円
- 居室の明け渡しに定める所定の料金
契約終了時から現実に居室が明け渡されるまでの期間にかかる料金
1 日につき 10,000 円
- 健康管理費（予防接種代金等） 要した費用の実費

（3）利用料金の支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 15 日頃にご請求しますので、翌月の 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- ・ 窓口での現金支払い
- ・ 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関 えひめ中央農協 株式会社ゆうちょ銀行
伊予銀行

4. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	伊予病院
所 在 地	伊予市八倉 906-5

診 療 科	内科 整形外科 リハビリテーション科 呼吸器科 胃腸科 循環器科 小児科 泌尿器科 麻酔科 リウマチ科
-------	--

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	宮田歯科
所 在 地	伊予市双海町上灘甲 5 4 4 6 - 1

5. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。面会簿は1階受け付けカウンターにあります。
- ・ 外出・外泊 外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間、目的等、当荘に届出をし、許可を得て下さい。
- ・ 飲酒・喫煙 飲酒、喫煙は、安全性確保のため、当施設の管理の下で行っていただきます。
- ・ 設備・備品の利用 当施設の設備・備品の利用は、職員の指示に従い利用して下さい。
- ・ 所持品・備品等 所持品・備品等の持ち物には、必ず記名をお願いします。
- ・ 金銭・貴重品の管理 希望される場合には当施設にて、管理いたします。
- ・ 外泊時等の施設外での受診 外泊時等の他医院への受診は、緊急の場合を除き、まずは当施設へ連絡、ご相談下さい。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、非常口、避難階段、避難器具、防火扉、誘導灯、誘導標識、自動火災報知設備、ガス漏れ報知器、非常警報設備、非常電源設備
- ・ 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 緊急時の対応について

介護サービスの提供中に利用者の病状の急変や事故等が生じた場合は予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

9. 事故発生時の対応について

当施設は、施設のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、

利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

10. 損害賠償について

当法人が加入しております保険により対応させていただきます。

11. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。受け付けた苦情に対しては内容を確認し、解決に向けて誠意をもって迅速に対応させていただきます。

〒799-3202 伊予市双海町上灘甲5269番地1

TEL (089) 986-0055 FAX (089) 986-0388

苦情・相談受付窓口

〔担当窓口〕 生活相談員 源田 美穂

〔苦情解決責任者〕 施設長 長尾 泰

〔受付時間〕 8:30～17:00（土日祝日可）

双海夕なぎ会第三者委員

施設内重要事項説明書に明示

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が上記時間帯に受け付けます。また、ご意見（苦情受付）箱を施設内に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

以下の窓口においても苦情を受け付けています。

伊予市 長寿介護課 介護保険担当

〒799-3193 伊予市米湊820番地

TEL (089) 982-1111 FAX (089) 983-3681

大洲市 高齢福祉課

〒795-8601 大洲市大洲690番地の1

TEL (0893) 24-2111 FAX (0893) 24-0961

国民健康保険団体連合会

〒791-8550 松山市高岡町101番地1

TEL (089) 968-8700 FAX (089) 968-8717

介護福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム双海夕なぎ荘

説明者職氏名

印